



別表②

	秘密漏えいの態様	考えられる予防措置	規程類(規程, 業務マニュアル等)上, どこまで履行担保を要するか	(参考)対面期日の場合の一般的な措置
①第三者が(インターネット上で)ウェブ会議等を覗き見るリスク	ウェブ会議(期日)に当事者以外の者が無断で参加	○ウェブ会議へのアクセス権限の適切な管理	○特に求めない ○ウェブ会議へのアクセス権限の当事者への送信方法を限定	○期日当日における当事者の本人確認
	ネット上でウェブ会議(期日)の通信等を盗聴(ハッキング)	○ウェブ会議のやり取りの暗号化 ○ウェブ会議アプリ自体の脆弱性を除去	○特に求めない ○使用するウェブ会議アプリを情報の暗号化措置が確保されるものに限定 ○ADR機関のみにウェブ会議アプリの最新版へのアップデート及びフリーWifiの使用禁止を義務付け ○全参加者にウェブ会議アプリの最新版のアップデート及びフリーWifiの使用禁止を義務付け ○ADR機関が, 期日前に全参加者のウェブ会議アプリが最新版にアップデートされていることの確認の義務付け	○第三者が自由に出入りできない場所(ADR機関事務所内等)での開催
	ウェブ会議参加者のPC等の使用端末がコンピューターウイルスに感染していることによるウェブ会議の内容の情報流出	○参加者の使用端末につき, コンピューターウイルス対策を実施	○特に求めない ○ADR機関に対してのみ, 使用端末のOSの最新版へのアップグレード又はセキュリティソフトの導入等の一定のセキュリティ体制の義務付け ○当事者も含む全参加者に一定のセキュリティ体制の義務付け ○ADR機関に対し, 期日前に全参加者が一定のセキュリティ体制にあることの確認の義務付け	○(想定されない)

	秘密漏えいの態様	考えられる予防措置	規定類(規程, 業務マニュアル等) 上, どこまで履行担保を要するか	(参考)対面期日の場合 の一般的な措置
②当事者による 期日状況の 配信・録画・ 録音のリスク	当事者が, 期日状 況の配信又は故意 又は過失による録 画・録音内容のデー タ流出等	○ 放送, 録画・録音の禁止 又は相手方等の許可の 義務付け	○特に求めない ○ウェブ会議に付属している録 画機能を当事者からは使用できな いよう設定することの義務付け ○録画等を全面禁止又は相手方等 の許諾を得ない録画等を禁止を 義務付け ○録画等が禁止(又は許諾ない録 画等の禁止)であることの説明・告 知の義務付け ○(許諾を得た場合には)当事者の 録画データの適切な管理を義務 付け	○規程上は, 録音・録画 の禁止まで明確にして いない機関が多い ○是非を問われれば不 可と回答(事実上) ○無断録画等の行為が 発覚すれば, 制止等の 対応(事実上)

※ このうち, 録音・録画については, それ自体で直ちに第三者への情報流出が生じない点で他のリスクと異なる面がある。委員からも, メモ代わりに録音・録画することを禁ずる根拠まではないのではないかと意見もあったところである。

もっとも, 当事者の録音・録画を許した場合には, 当該当事者が故意又は過失によりデータ流出する可能性が高まることは否定できないところであるが, この点についてどのように考えるべきか。

少なくとも, 録音・録画等を一律に禁止しないとしても, 手続の非公開を定める認証紛争解決手続を利用する当事者は, 一般的には, 相手方当事者による録音・録画等がされていないことを想定して期日に臨んでいるものと考えられるため, 録音・録画が許諾されていることを告知することが相当と考えられるがどうか。

	秘密漏えいの態様	考えられる予防措置	<u>規定類(規程, 業務マニュアル等)</u> <u>上, どこまで履行担保を要するか</u>	(参考)対面期日の場合 の一般的な措置
③第三者による のぞき見, の ぞき聞きのリ スク	通信手段として利用 しているPC画面の のぞき見, 周囲への 音漏れ	○参加場所を周辺に第三 者がいない空間に限定	○特に求めない ○全参加者に周辺に第三者がいな い空間でのウェブ会議の参加を義 務付け ○ADR機関による全参加者の参加 場所の事前の把握を義務付け ○ADR機関(手続実施者)に, 期日 前のウェブカメラによる参加者の 周囲の状況の確認を義務付け	○第三者が自由に入 りできない場所(ADR機 関事務所内等)での開 催
④代理人等 でない無資格者 の無断参加	当事者の協力を得 て, 隠れて視聴(状 況に応じて助言等)	○ ウェブ会議を実施する 部屋を当事者(及び代理 人・補佐人)のみに制限	○特に求めない ○当事者に対し, 無資格の第三者 をウェブ会議に参加する空間に同 席させてはいけない旨の義務付 け ○ADR機関(手続実施者)に, 期日 前のウェブカメラによる参加者の 周囲の状況の確認義務付け	○ 当事者以外の参加は, 手続実施者等による許 諾が必要 ○第三者が自由に入 りできない場所(ADR 機関事務所内等)での 開催